様式第１号（第５条関係）

（記 載 例）

保 育 所 入 所 申 込 書

令和　〇年　〇月　〇日

山元町長　殿

保護者 住所　山元町浅生原字〇〇〇△番地

氏名　山元　太郎

電話番号　〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

保育所への入所について、山元町保育所条例施行規則第５条に基づき、次のとおり申し込みます。

入所児童	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	年齢 R6.4.1現在	性別	持病・ アレルギー等
	やまもと　はな 山元　花	令和４年７月１日	１歳	男 (女)	無 (有)（気管支喘息）
保育の実施を希望する期間		令和　６年　４月　１日から　令和　７年　３月３１日まで			
保育の実施を必要とする理由	父【①】母【①】 右記から選択し、番号を記入してください。	①就労　②出産　③保護者の傷病・障害 ④親族の介護・看護　⑤災害復旧　⑥就職 ⑧職業訓練　⑨虐待・ＤＶ等　⑩育児休業			

最長令和７年３月３１日です

入所希望保育所（０～２歳児のみ記入）	第１希望	〇〇保育所	第２希望	〇〇保育園	第３希望	〇〇保育園

○入所児童の家庭の状況

	ふりがな 氏　　名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校の名称	前年度分町民税課税の有無	同居・別居の別
入所児童の世帯員	やまもと　たろう 山元　太郎	父	平成　４年６月１日	(男) 女	山元運送	(有)・無	(同居) 別居
	やまもと　はなこ 山元　花子	母	平成　５年６月３日	男・(女)	山元保育所	(有)・無	(同居) 別居
	やまもと　たいち 山元　太一	兄	平成30年７月15日	(男) 女	山元小学校	有・(無)	(同居) 別居
	やまもと　いちろう 山元　一郎	祖父	昭和37年４月　７日	(男) 女	山元農協	(有)・無	(同居) 別居
	やまもと　はなよ 山元　華代	祖母	平成40年３月　９日	男 (女)	山元書店	有・(無)	(同居) 別居
			年　月　日	男・女		有・無	同居・別居
生活保護の状況			(適用なし) 適用あり（　年　月　日保護開始）				

同意書	保育料算定のために必要な所得及び課税状況について、山元町が調査することに同意します。 氏名 山元　太郎　　氏名 山元　花子　　氏名

※町記載欄	入所申込の承諾	保育の実施の要否	保育の実施期間	保育の実施基準の記号
		要・否(理由) 年　月　日承諾	自　年　月　日 至　年　月　日	両親等 （　）（　）
			入所保育所	備考　第１号・第２号・第３号

裏面の注意をよく読んでから記入してください。　※印の欄には記入する必要はありません。

記　入　上　の　注　意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、役場子育て定住推進課に提出してください。なお、その家庭から２人以上の児童が同時に入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いてください。

１　「入所児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付すとともに、「年齢」は当該年度４月１日現在の年齢で記入してください。
２　「保育の実施を希望する期間」には、保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間でかつ当該年度の範囲内で記入してください。
３　保育所へ入所できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育を出来ない場合に限られます。下の表の①から⑩までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を「保育の実施を必要とする理由」の欄に記入してください。
４　「入所希望保育所」には、０歳児～２歳児のみ希望する順位に従い保育所名を記入してください。
５　「入所児童の世帯員」の欄は、同居している親族、別居中の生計を一にする親族全員について記入してください。
６　保育所への入所については、
・保育所へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
・希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
・保育所へ入所できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合
がありますので、あらかじめご承知ください。

（ 保育所へ入所できる基準 ）

保育所へ入所できる児童は山元町に住所があって、その児童の保護者が次の①から⑩のいずれかに該当するために児童の保育が必要と認められる場合で、しかも、同居の親族（祖父母等）やその他の人が、その児童の保育をできないと認められる場合です。

①	就労	保護者が家庭の内外で月に６４時間以上の仕事をすることにより、その児童の保育ができない場合
②	出産	保護者が出産により、その児童の保育ができない場合
③	保護者の傷病、障害	保護者が病気、負傷又は心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
④	親族の介護、看護	親族の介護若しくは通院の付き添いなどにより、その児童の保育ができない場合、又は家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者が常時その看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
⑤	災害復旧	火災、風水害や地震等により、その住居や家財に損害を受けたため、復旧の間、その児童の保育ができない場合
⑥	就職活動	保護者が就職活動をすることにより、その児童の保育ができない場合
⑦	就学	保護者が家庭外等で就学をすることにより、その児童の保育ができない場合
⑧	職業訓練	保護者が公共職業能力開発施設等で職業訓練を行うことにより、その児童の保育ができない場合
⑨	虐待・ＤＶ等	虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合
⑩	育児休業	育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（次年度に小学校入学を控えている児童は継続入所可能）
⑪	その他、上記に類する状態として町が認める場合	